



確定申告は 正しくお早めに

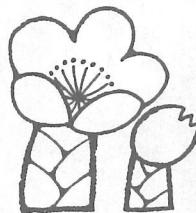
平成3年分の所得税の確定申告が2月17日(月)から始まります。

3月になって期限が間近になると、東金税務署そして役場税務課の窓口は大変混雑しますので、確定申告はなるべく早めに済ませてください。

確定申告についてのお問い合わせは、東金税務署(☎ 0475-3121)または役場税務課(☎ 内線225)へ。

出張申告相談

| とき | 時間 | 場所 |
|----------|---------|-----------|
| 2月19日(水) | | 横芝町中央公民館 |
| 2月21日(金) | 午前9時30分 | 芝山町役場会議室 |
| 2月24日(月) | ~午後4時 | 成東町役場大会議室 |
| 2月25日(火) | | 松尾町洗心館 |



また、東金税務署では、出張申告相談を行います。間違いない申告のために、ぜひお出かけください。

譲渡所得税の申告

申告と納税

○所得税

2月17日(月)～3月16日(月)

○贈与税

2月1日(土)～3月16日(月)

個人事業者の消費税

3月31日(火)まで

※ 2月22日、3月14日の土曜日は、閉庁日です。

平成3年中に土地(借地権)、建物などの不動産や、ゴルフ会員権などの資産を売った場合の譲渡所得について、所得税の確定申告が必要です。

◇ 不動産を売ったり、交換したり、買換えたり、あるいは国や地方公共団体などに収用等された方の譲渡所得は、「分離課税」となりますので、所得税の「分離課税用」の確定申告書用紙を使用して、給与、事業、不動産所得などの他の所得と一緒に申告をしてください。

マイホームを売った場合の3千万円の特別控除の特例は、確定申告をしないと受けられませんのでご注意ください。

◇ ゴルフ会員権、貴金属、書画・骨とう品などを売つたり、あるいは借家人が立退料などを受け取った場合の譲渡所得は、「総合課税」となりますので所得税の「一般用」の確定申告書用紙を使用して、給与、事業、不動産などの他の所得と一緒に申告をしてください。